

別 冊

平成 2 5 年 1 2 月

平成 2 5 年度加賀市一般会計補正予算

並びに予算に関する説明書

付 特 別 会 計

国 民 健 康 保 険
介 護 保 険
下 水 道 事 業

企 業 会 計

水 道 事 業

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 97号	平成25年度加賀市一般会計補正予算 -----	1
議案第 98号	平成25年度加賀市国民健康保険特別会計補正予算 -----	9
議案第 99号	平成25年度加賀市介護保険特別会計補正予算 -----	11
議案第100号	平成25年度加賀市下水道事業特別会計補正予算 -----	13
議案第101号	平成25年度加賀市水道事業会計補正予算 -----	17

議 案 第 9 7 号

平成 2 5 年度加賀市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 2 5 年度の加賀市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 7 2 , 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 , 9 5 6 , 6 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度へ繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

加賀市長 宮 元 陸

第1表 歳入歳出予算補正

1歳入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		4,378,381	213	4,378,594
	2. 国庫補助金	1,046,064	213	1,046,277
15. 県支出金		2,004,883	44,105	2,048,988
	2. 県補助金	737,394	34,305	771,699
	3. 県委託金	189,437	9,800	199,237
19. 繰越金		108,289	98,139	206,428
	1. 繰越金	108,289	98,139	206,428
20. 諸収入		436,917	25,443	462,360
	6. 雑入	210,891	25,443	236,334
21. 市債		2,795,777	4,400	2,800,177
	1. 市債	2,795,777	4,400	2,800,177
歳入合計		28,784,300	172,300	28,956,600

2歳 出

(単位：千円) -は減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		288,055	-6,688	281,367
	1. 議会費	288,055	-6,688	281,367
2. 総務費		3,062,528	32,021	3,094,549
	1. 総務管理費	2,386,164	17,010	2,403,174
	2. 徴税費	359,987	5,468	365,455
	3. 戸籍住民基本台帳費	134,456	-81	134,375
	4. 選挙費	150,405	9,800	160,205
	6. 監査委員費	24,460	-176	24,284
3. 民生費		11,292,936	-7,162	11,285,774
	1. 社会福祉費	4,990,120	8,583	4,998,703
	2. 児童福祉費	4,494,752	-16,794	4,477,958
	3. 生活保護費	1,808,064	1,049	1,809,113

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4. 衛生費		2,832,312	12,879	2,845,191
	1. 保健衛生費	1,468,147	8,540	1,476,687
	2. 環境衛生費	247,783	706	248,489
	3. 清掃費	1,019,907	3,633	1,023,540
6. 農林水産業費		338,407	25,013	363,420
	1. 農業費	238,207	24,419	262,626
	2. 林業費	84,454	594	85,048
7. 商工費		910,166	-1,645	908,521
	1. 商工費	318,816	901	319,717
	2. 観光費	591,350	-2,546	588,804
8. 土木費		2,735,026	10,075	2,745,101
	1. 土木管理費	188,048	4,655	192,703

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 都市計画費	1,451,090	-4,580	1,446,510
	6. 住宅費	36,833	10,000	46,833
9. 消防費		1,222,157	-4,971	1,217,186
	1. 消防費	1,222,157	-4,971	1,217,186
10. 教育費		2,114,267	33,023	2,147,290
	1. 教育総務費	191,003	3,555	194,558
	2. 小学校費	373,158	-2,791	370,367
	4. 幼稚園費	6,719	714	7,433
	5. 社会教育費	735,496	4,824	740,320
	6. 保健体育費	500,829	26,721	527,550
12. 公債費		3,813,553	-11,000	3,802,553
	1. 公債費	3,813,553	-11,000	3,802,553

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13. 諸支出金		157,863	90,755	248,618
	2. 基金費	44,868	90,000	134,868
	3. 公営企業費	112,995	755	113,750
歳 出 合 計		28,784,300	172,300	28,956,600

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	主要道路新設改良事業(市道A第172号線)	117,912
	5 都 市 計 画 費	加 美 谷 線 整 備 事 業	51,566
	6 住 宅 費	市 営 日 の 出 住 宅 集 会 場 改 修 事 業	10,000
合 計			179,478

第3表 地方債補正

(追 加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
平成25年度 庁舎整備事業債	60,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(変 更)

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
平成25年度 消防施設整備事業債	5,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	9,200	(補正前に同じ)		
平成25年度 合併特例債	505,000				444,200			
平成25年度 水道事業会計出資債	16,600				17,700			

追加・変更前後の計	2,795,777				2,800,177			
-----------	-----------	--	--	--	-----------	--	--	--

議 案 第 9 8 号

平成 2 5 年度加賀市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 5 年度の加賀市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 9, 9 6 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 0 8 6, 2 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

加賀市長 宮 元 陸

第1表 歳入歳出予算補正

1歳入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		637,542	664	638,206
	1. 他会計繰入金	552,354	664	553,018
10. 繰越金		2,271	69,304	71,575
	1. 繰越金	2,271	69,304	71,575
歳入合計		9,016,278	69,968	9,086,246

2歳出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		133,058	664	133,722
	1. 総務管理費	122,103	664	122,767
11. 諸支出金		28,650	69,304	97,954
	1. 償還金及び還付加算金	14,586	69,304	83,890
歳出合計		9,016,278	69,968	9,086,246

議 案 第 9 9 号

平成 2 5 年度加賀市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 5 年度の加賀市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 7 7 1, 3 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

加賀市長 宮 元 陸

第1表 歳入歳出予算補正

1歳入

介護保険事業勘定

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 繰入金		974,020	789	974,809
	1. 他会計繰入金	934,042	789	934,831
歳入合計		6,728,642	789	6,729,431

介護保険特別会計 歳入合計	6,770,542	789	6,771,331
---------------	-----------	-----	-----------

2歳出

介護保険事業勘定

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		102,608	789	103,397
	1. 総務管理費	48,177	789	48,966
歳出合計		6,728,642	789	6,729,431

介護保険特別会計 歳出合計	6,770,542	789	6,771,331
---------------	-----------	-----	-----------

議 案 第 1 0 0 号

平成 2 5 年度加賀市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 5 年度の加賀市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1, 3 1 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 7 2 4, 7 6 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

加賀市長 宮 元 陸

第1表 歳入歳出予算補正

1歳入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		961,235	-4,016	957,219
	1. 他会計繰入金	961,235	-4,016	957,219
6. 繰越金		1	-1	0
	1. 繰越金	1	-1	0
7. 諸収入		26,879	-9,201	17,678
	4. 消費税還付金	9,201	-9,201	0
8. 市債		895,200	11,900	907,100
	1. 市債	895,200	11,900	907,100
歳入合計		2,726,078	-1,318	2,724,760

2歳 出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 管理費		657,759	9,008	666,767
	1. 下水道管理費	657,759	9,008	666,767
3. 公債費		1,393,343	-10,326	1,383,017
	1. 公債費	1,393,343	-10,326	1,383,017
歳 出 合 計		2,726,078	-1,318	2,724,760

第2表 地方債補正

(変 更)

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
平成25年度 公共下水道事業資本費 平準化債	268,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利 率見直し方式で借り入れ る政府資金及び地方公 共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。た だし、市財政その他の都合によ り据置期間及び償還期限を短 縮し、もしくは繰上償還又は低 利に借換えすることができる。	278,700	(補 正 前 に 同 じ)		
平成25年度 農業集落排水施設整備 事業資本費平準化債	39,200				40,200			
平成25年度 流域下水道事業資本費 平準化債	40,500				41,100			
変更前後の計	895,200				907,100			

議 案 第 1 0 1 号

平成 2 5 年度加賀市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 2 5 年度の加賀市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 2 5 年度加賀市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号中「配水管網整備事業 84,969 千円」を「配水管網整備事業 107,649 千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	2,509,400 千円	-345 千円	2,509,055 千円
第 2 項 営業外収益	33,162 千円	-345 千円	32,817 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	2,498,216 千円	-1,664 千円	2,496,552 千円
第 1 項 営業費用	2,145,497 千円	-1,664 千円	2,143,833 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 744,806 千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 771,455 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 696,417 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 723,066 千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第2款 資本的收入	987,655 千円	22,600 千円	1,010,255 千円
第1項 企業債	808,000 千円	21,500 千円	829,500 千円
第3項 他会計出資金	69,800 千円	1,100 千円	70,900 千円
	支	出	
第2款 資本的支出	1,732,461 千円	49,249 千円	1,781,710 千円
第1項 建設改良費	1,119,397 千円	22,449 千円	1,141,846 千円
第2項 企業債償還金	612,064 千円	16,800 千円	628,864 千円
第7項 過年度補助金等 返納金	0 千円	10,000 千円	10,000 千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
平成25年度 拡張事業債	167,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方 式で借り入れ 府資金及び地 方公共機構資 金について、 利率の引上げ を行っては、 当該引上げ後 の利率)	借入先の融通 条件による。た だ、企業財政そ 他の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し もしくは繰上償 還又は低利にと できる。	188,900	(補正前に同じ)		
変更前後の計	808,000				829,500			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条第1号中「職員給与費 139,622千円」を「職員給与費 137,727千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、43,195千円」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、42,850千円」に改める。

平成25年11月29日提出

加賀市長 宮 元 陸

予 算 説 明 書

一般会計補正予算-----	2 0
国民健康保険特別会計補正予算-----	4 3
介護保険特別会計補正予算-----	5 0
下水道事業特別会計補正予算-----	5 7
水道事業会計補正予算-----	6 7

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	4,378,381	213	4,378,594
15. 県支出金	2,004,883	44,105	2,048,988
19. 繰越金	108,289	98,139	206,428
20. 諸収入	436,917	25,443	462,360
21. 市債	2,795,777	4,400	2,800,177
歳入合計	28,784,300	172,300	28,956,600

(歳 出)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	288,055	-6,688	281,367				-6,688
2. 総務費	3,062,528	32,021	3,094,549	9,800	3,100		19,121
3. 民生費	11,292,936	-7,162	11,285,774	8,465			-15,627
4. 衛生費	2,832,312	12,879	2,845,191			7,846	5,033
6. 農林水産業費	338,407	25,013	363,420	25,840			-827
7. 商工費	910,166	-1,645	908,521				-1,645
8. 土木費	2,735,026	10,075	2,745,101			10,000	75
9. 消防費	1,222,157	-4,971	1,217,186		200		-5,171
10. 教育費	2,114,267	33,023	2,147,290	213			32,810
12. 公債費	3,813,553	-11,000	3,802,553				-11,000
13. 諸支出金	157,863	90,755	248,618		1,100		89,655
歳 出 合 計	28,784,300	172,300	28,956,600	44,318	4,400	17,846	105,736

2 歳 入

第 14 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	1,046,064	213	1,046,277			
7 教育費国庫補助金	98,447	213	98,660	3 幼稚園費補助金	213	幼稚園就園奨励費補助金 213

第 15 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	737,394	34,305	771,699			
2 民生費県補助金	487,994	8,465	496,459	4 児童福祉費補助金	8,465	保育環境整備事業費補助金 8,465
5 農林水産業費県補助金	128,483	25,840	154,323	1 農業費補助金	25,840	農業生産総合対策事業費補助金 25,840

第 15 款 県支出金

第 3 項 県委託金

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	189,437	9,800	199,237			
1 総務費委託金	180,172	9,800	189,972	2 選挙費委託金	9,800	県議会議員補欠選挙事務委託金 9,800

第 19 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	108,289	98,139	206,428			
1 繰越金	108,289	98,139	206,428	1 前年度繰越金	98,139	純繰越金 98,139

第 20 款 諸収入

第 6 項 雑入

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	210,891	25,443	236,334			
5 雑入	210,777	25,443	236,220	3 民生費雑入	7,597	後期高齢者医療広域連合負担金返還金 7,597
				4 衛生費雑入	7,846	清掃費雑入 7,846 (資源ごみ売却収入等)
				8 土木費雑入	10,000	住宅費雑入 10,000 (日の出住宅集会場補償金)

第 21 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	2,795,777	4,400	2,800,177			
1 総務債	1,683,477	3,100	1,686,577	1 総務債	3,100	合併特例債 -57,000
						緊急防災・減災事業債 60,100
8 消防債	154,800	200	155,000	1 消防債	200	合併特例債 -3,800
						緊急防災・減災事業債 4,000
11 公営企業債	16,600	1,100	17,700	1 公営企業債	1,100	水道事業会計出資債 1,100

3 歳 出

第 1 款 議会費

第 1 項 議会費

(単位：千円) ーは減を示す

第 1 款 議会費		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員		第 1 項 議員			
-----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	--	--

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円) ーは減を示す

第 2 款 総務費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項 総務管理費		第 1 項	
-----------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------	--

第 2 款		総務費		第 1 項		総務管理費		(単位：千円) ーは減を示す				
目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
3 文書管理費	12,389	2,000	14,389	13 委託料	2,000						2,000	
						2 法規管理事務費	2,000				2,000	一般経費 2,000 (例規データベース更新データ作成委託費)
7 財産管理費	127,989	450	128,439	13 委託料	450				3,100		-2,650	
						1 財産管理事務費	450				450	一般経費 450 (契約管理システム改修費)
						5 庁舎整備費	0		3,100		-3,100	財源更正 (庁舎整備費に充当する市債を変更)
8 企画費	244,709	-2,476	242,233	3 職員手当等	-2,366						-2,476	
				4 共済費	-110	1 職員費	-2,476				-2,476	職員給与費 -2,476
15 山中温泉支所費	294,117	-4,479	289,638	2 給料	-1,310						-4,479	
				3 職員手当等	-2,664	1 職員費	-4,479				-4,479	職員給与費 -4,479
				4 共済費	-505							

第 2 款		総務費		第 2 項		徴税費		(単位：千円) ーは減を示す				
目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	359,987	5,468	365,455				5,468				5,468	
1 税務総務費	191,033	5,468	196,501	2 給料	3,031						5,468	
				3 職員手当等	2,168	2 職員費	5,468				5,468	職員給与費 5,468
				4 共済費	269							

第 2 款 総務費

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円) ーは減を示す

第 2 款 総務費		第 3 項 戸籍住民基本台帳費										(単位：千円)		－は減を示	
目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説 明		
				区分	金額			特定財源							
								国県支出金	地方債	その他					
計	134,456	-81	134,375				-81				-81				
1 戸籍住民基本台帳費	134,456	-81	134,375	2							-81				
				給料	373										
				3		1								職員給与費	-81
				職員手当等	-503	職員費	-81								
				4											
				共済費	49										

第 2 款 総務費

第 4 項 選挙費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	150,405	9,800	160,205				9,800	9,800				
3 選挙費	139,338	9,800	149,138	1 報酬	88			9,800				
				3 職員手当等	2,878	10 県議会議員補 欠選挙費	9,800	9,800				委員報酬費 88
				7 賃金	368							職員給与費 2,878
				11 需用費	1,202							選挙事務費 6,834
				12 役務費	2,402							
				13 委託料	2,762							
				14 使用料及び 賃借料	100							

第 2 款 総務費

第 6 項 監査委員費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	24,460	-176	24,284				-176				-176	
1 監査委員費	24,460	-176	24,284	3 職員手当等	-156						-176	
				4 共済費	-20	2 職員費	-176				-176	職員給与費 -176

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	4,990,120	8,583	4,998,703				8,583				8,583	
1 社会福祉総務費	338,866	-2,135	336,731	2 給料	-989						-2,135	
				3 職員手当等	-709	1 職員費	-2,135			-2,135	職員給与費	-2,135
				4 共済費	-437							
2 心身障害者福祉費	1,751,711	5,265	1,756,976	13 委託料	5,265						5,265	
				1 障害者福祉事務費	5,265					5,265	一般経費 (総合福祉システム改修費)	5,265
5 社会福祉施設費	129,844	4,000	133,844	19 負担金、補助及び交付金	4,000						4,000	
				3 老人福祉施設整備費	4,000					4,000	施設整備事業償還金助成費	4,000
6 国民健康保険事業費	552,354	664	553,018	28 繰出金	664						664	
				1 国民健康保険特別会計繰出金	664					664	総務管理費繰出金	664
8 介護保険事業費	934,042	789	934,831	28 繰出金	789						789	
				1 介護保険特別会計繰出金	789					789	職員給与費繰出金	789

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円) ーは減を示す

第 5 款 民生費		第 2 項 児童福祉費		元重福祉費							(単位：千円)		－は減を示す	
目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説 明	
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
計	4,494,752	-16,794	4,477,958				-16,794	8,465			-25,259			
1 児童福祉総務費	1,504,649	1,873	1,506,522	2				8,465			-6,592			
				給料	-3,735									
				3		1						職員給与費	-4,637	
				職員手当等	54	職員費	-6,592			-6,592	臨時職員給与費	-1,955		
				4										
				共済費	-1,456									
3 保育園費	2,568,511	-18,667	2,549,844	7		2							一般経費	8,465
				賃金	-1,455	児童福祉事務費	8,465	8,465			(保育業務システム改修費)			
				13										
				委託料	8,465									
3 保育園費	2,568,511	-18,667	2,549,844	2							-18,667			
				給料	-6,052									
				3		1						職員給与費	-10,476	
				職員手当等	-2,887	職員費	-18,667			-18,667	臨時職員給与費	-8,191		
				4										
3 保育園費	2,568,511	-18,667	2,549,844	7										
				共済費	-4,747									
				賃金	-4,981									

第 3 款 民生費

第 3 項 生活保護費

(単位：千円) ーは減を示す

第 3 款 民生費				第 3 項 生活保護費		補正額の財源内訳					(単位：千円)		―は減を示す	
目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	特定財源			一般財源	説 明		
				区分	金額			国県支出金	地方債	その他				
											計		1,808,064	1,049
1 生活保護総務費	92,964	1,049	94,013	3 職員手当等	1,101						1,049			
				4 共済費	-52	1 職員費	1,049				1,049	職員給与費	1,049	

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円) ーは減を示す

第 1 款 衛生費		第 1 項 保健衛生費		節		補正額の財源内訳				説 明		
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	細目名	金額	特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債			その他
計	1,468,147	8,540	1,476,687				8,540				8,540	
1 保健衛生総務費	171,482	573	172,055	2 給料	-1,119						573	
				3 職員手当等	1,979	1 職員費	573				573	職員給与費 573
				4 共済費	-287							
2 健康管理推進費	86,618	7,967	94,585	12 役務費	53						7,967	
				15 工事請負費	5,714	3 いきいきランドかが管理費	7,967				7,967	維持補修費 7,967 (高温水管漏水修繕工事費等)
				22 補償、補填及び賠償金	2,200							

第 4 款 衛生費

第 2 項 環境衛生費

(単位：千円) ーは減を示す

第1款 補正前		補正額		第2款 補正額		第3款 補正額		補正額の財源内訳				説明	
目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	特定財源			一般財源		
				区分	金額			国県支出金	地方債	その他			
計	247,783	706	248,489				706				706		
1 環境衛生総務費	86,215	706	86,921	2 給料	100						706		
				3 職員手当等	667	1 職員費	706				706	職員給与費	706
				4 共済費	-61								

第 4 款 衛生費

第 3 項 清掃費

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	1, 019, 907	3, 633	1, 023, 540				3, 633			7, 846	-4, 213	
1 清掃総務費	55, 510	-651	54, 859	3 職員手当等	-613						-651	
				4 共済費	-38	2 職員費	-651				-651	職員給与費 -651
2 塵芥処理費	964, 397	4, 284	968, 681	4 共済費	-583					7, 846	-3, 562	
				7 賃金	-2, 133	1 ごみ収集処理費	0			7, 846	-7, 846	財源更正 (資源ごみ処理費に充当する資源 ごみ売却収入等を増額)
				11 需用費	7, 000	3 ごみ処理施設費	7, 000				7, 000	維持補修費 7, 000
						7 グリーンシテイ山中費	-2, 716				-2, 716	臨時職員給与費 -2, 716

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円) -は減を示す

第 1 項 農業費													(単位：千円)		―は減を示す	
目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明				
				区分	金額			特定財源			一般財源					
								国県支出金	地方債	その他						
計	238,207	24,419	262,626				24,419	25,840			-1,421					
2 農業総務費	59,509	-4,521	54,988	2 給料	-3,242						-4,521					
				3 職員手当等	-514	2 職員費	-4,521				-4,521	職員給与費	-4,521			
				4 共済費	-765											
3 農業振興費	106,133	28,940	135,073	19 負担金、補助及び交付金	28,940			25,840			3,100					
						3 農産物生産改善費	28,940	25,840			3,100	農業生産総合対策費	28,940			

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 林業費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	84,454	594	85,048				594				594	
1 林業総務費	18,956	594	19,550	3 職員手当等	607						594	
				4 共済費	-13	1 職員費	594				594	職員給与費 594

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円) ーは減を示す

第 1 款 商工費		第 1 項 商工費		補正額の財源内訳								(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	特定財源			一般財源	説 明	
				区分	金額			国県支出金	地方債	その他			
計	318,816	901	319,717				901				901		
1 商工総務費	41,460	901	42,361	2 給料	1,244						901		
				3 職員手当等	-527	2 職員費	901				901	職員給与費	901
				4 共済費	184								

第 7 款 商工費

第 2 項 観光費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
計	591,350	-2,546	588,804				-2,546				-2,546		
1 観光総務費	77,240	-2,546	74,694	2 給料							-2,546		
				3 職員手当等	-2,493	1 職員費	-2,546				-2,546	職員給与費	-2,546
				4 共済費	-54								

第 8 款 土木費

第 1 項 土木管理費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	188,048	4,655	192,703				4,655				4,655	
1 土木総務費	188,048	4,655	192,703	2 給料	200						4,655	
				3 職員手当等	4,471	1 職員費	4,655				4,655	職員給与費 4,655
				4 共済費	-16							

第 8 款 土木費

第 5 項 都市計画費

(単位：千円) ーは減を示す

第 3 款 主 要 費													(単位：千円)		―は減を示す	
目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説 明			
				区分	金額			特定財源								
								国県支出金	地方債	その他						
計	1,451,090	-4,580	1,446,510				-4,580				-4,580					
1 都市計画総務費	175,984	-564	175,420	3 職員手当等	-419						-564					
				4 共済費	-145	2 職員費	-564				-564	職員給与費	-564			
3 下水道事業費	961,235	-4,016	957,219	28 繰出金	-4,016						-4,016					
						1 下水道事業特別会計繰出金	-4,016				-4,016	公共下水道繰出金	-1,606			
												農業集落排水施設繰出金	-643			
												流域下水道繰出金	-1,767			

第 8 款 土木費

第 6 項 住宅費

(単位：千円) ーは減を示す

第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1 項 住宅費		第 1	
-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----	--

第 9 款 消防費

第 1 項 消防費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	1, 222, 157	-4, 971	1, 217, 186				-4, 971		200		-5, 171	
1 常備消防費	795, 529	-4, 971	790, 558	2							-4, 971	
				3								
				職員手当等	7	職員費	-4, 971				-4, 971	職員給与費
				4								
				共済費	-1, 438							
3 消防施設費	344, 472	0	344, 472						200		-200	
						3					200	
						消防施設整備費	0					

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説 明	
				区分	金額			特定財源					
								国県支出金	地方債	その他			
計	191,003	3,555	194,558				3,555				3,555		
2 事務局費	157,904	3,555	161,459	2							3,555		
				給料	2,106								
				3		1							
				職員手当等	1,437	職員費	3,555				3,555	教育長給与費	-14
				4								職員給与費	3,569
				共済費	12								

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
計	373, 158	-2, 791	370, 367				-2, 791				-2, 791		
1 学校管理費	266, 323	-2, 791	263, 532	3 職員手当等	-62						-2, 791		
				4 共済費	-377	1 職員費	-2, 791				-2, 791	職員給与費 臨時職員給与費	-64 -2, 727
				7 賃金	-2, 352								

第 10 款 教育費

第 4 項 幼稚園費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	6,719	714	7,433				714	213			501	
1 幼稚園費	6,719	714	7,433	19 負担金、補助及び交付金	714			213			501	
						5 私立幼稚園助成費	714	213			501	私立幼稚園就園奨励費 (私立幼稚園就園奨励補助金) 714

第 10 款 教育費

第 5 項 社会教育費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	735,496	4,824	740,320				4,824				4,824	
1 生涯学習総務費	231,318	4,824	236,142	2 給料	56						4,824	
				3 職員手当等	5,066	3 職員費	4,824				4,824	職員給与費 4,824
				4 共済費	-298							

第 10 款 教育費

第 6 項 保健体育費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	500, 829	26, 721	527, 550				26, 721				26, 721	
2 学校給食費	310, 364	-390	309, 974	3 職員手当等	-289						-390	
				4 共済費	-101	1 職員費	-390				-390	職員給与費 -390
5 社会体育振興費	29, 051	27, 111	56, 162	19 負担金、補助及び交付金	27, 111						27, 111	
						2 社会体育振興費	27, 111				27, 111	体育育成推進費 27, 111 (加賀温泉郷マラソン大会開催助成事業費)

第 12 款 公債費

第 1 項 公債費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	3,813,553	-11,000	3,802,553				-11,000				-11,000	
2 利子	510,487	-11,000	499,487	23 償還金、利 子及び割引 料	-11,000						-11,000	
						1 市債償還費	-11,000				-11,000	市債償還利子 -11,000

第 13 款 諸支出金

第 2 項 基金費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	44,868	90,000	134,868				90,000				90,000	
15 職員退職手 当基金費	310	90,000	90,310	25 積立金	90,000						90,000	
						1 職員退職手当 基金積立金	90,000				90,000	職員退職手当基金積立金（積増分） 90,000

第 13 款 諸支出金

第 3 項 公営企業費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				区分	金額			特定財源			一般財源																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
								国県支出金	地方債	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	112,995	755	113,750				755		1,100		-345																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1 公営企業費	112,995	755	113,750	24	1,100				1,100		-345																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				投資及び出 資金		1						児童手当繰出金	-345																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				28		水道事業会計	-345			-345																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				繰出金		繰出金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位:千円) -は減を示す

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共済費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当	調整手当	寒冷地手当	その他の手当	計		
補 正 後	長 等	3		28,800	9,912			23,474	62,186	5,777	67,963
	議 員	20	104,812		33,463				138,275		138,275
	その他	290	14,582						14,582		14,582
	計	313	119,394	28,800	43,375			23,474	215,043	5,777	220,820
補 正 前	長 等	3		28,800	9,912			23,474	62,186	5,777	67,963
	議 員	22	109,176		36,636				145,812		145,812
	その他	290	14,582						14,582		14,582
	計	315	123,758	28,800	46,548			23,474	222,580	5,777	228,357
比 較	長 等										
	議 員	-2	-4,364		-3,173				-7,537		-7,537
	その他										
	計	-2	-4,364		-3,173				-7,537		-7,537

2. 一般職

(1) 総括

(単位:千円) -は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	586	2,052,660	1,637,058	3,689,718	665,648	4,355,366	
補正前	589	2,068,669	1,585,476	3,654,145	695,325	4,349,470	
比 較	-3	-16,009	51,582	35,573	-29,677	5,896	

(単位:千円) -は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後	58,651	15,726	36,527	5,690	231,285	25,556	2,604
	補正前	61,088	17,592	37,024	5,573	206,872	26,598	2,583
	比 較	-2,437	-1,866	-497	117	24,413	-1,042	21
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	児童手当		
	補正後	481,670	234,996	3,007	504,326	37,020		
	補正前	485,397	246,003	3,096	456,825	36,825		
	比 較	-3,727	-11,007	-89	47,501	195		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円) -は減を示す

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	-16,009	1 給与改定に伴う増減分			
		2 その他の増減分	-16,009	職員の減、育児休業等	職員数の異動状況 補正後 補正前 増減 586人 589人 -3人
職員手当	51,582	1 制度改正に伴う増減分			
		2 その他の増減分	51,582	職員の減、育児休業等 退職手当 時間外勤務手当の増額	-20,332 47,501 24,413

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当り給与

区 分		一般行政職	技能労務職	消防職
平成25年10月1日現在	平均給料月額	302,028円	244,239円	285,346円
	平均給与月額	345,967円	256,243円	361,111円
	平均年齢	42.8歳	53.3歳	39.1歳
平成25年4月1日現在	平均給料月額	305,484円	249,012円	292,972円
	平均給与月額	357,107円	264,161円	354,502円
	平均年齢	42.3歳	52.9歳	38.7歳

イ 初任給

区 分	一般行政職	技能労務職	消防職	国の制度
				一般行政職
高校卒	140,100円	137,200円	140,100円	140,100円
短大卒	152,800円		152,800円	152,800円
大学卒	172,200円		172,200円	172,200円

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職			消防職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成25年10月1日現在	8級	8人	1.9%	5級			8級	1人	0.9%
	7級	3人	0.7%	4級			7級		
	6級	42人	9.7%	3級	17人	40.5%	6級	7人	6.3%
	5級	46人	10.7%	2級	20人	47.6%	5級	11人	9.8%
	4級	59人	13.7%	1級	5人	11.9%	4級	13人	11.6%
	3級	149人	34.6%				3級	43人	38.3%
	2級	85人	19.7%				2級	21人	18.8%
	1級	39人	9.0%				1級	16人	14.3%
	計	431人	100.0%	計	42人	100.0%	計	112人	100.0%
区 分	一般行政職			技能労務職			消防職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成25年4月1日現在	8級	8人	1.8%	5級			8級	1人	0.9%
	7級	3人	0.7%	4級			7級		
	6級	42人	9.7%	3級	17人	40.5%	6級	8人	7.1%
	5級	46人	10.6%	2級	20人	47.6%	5級	11人	9.7%
	4級	59人	13.6%	1級	5人	11.9%	4級	13人	11.5%
	3級	150人	34.7%				3級	43人	38.1%
	2級	86人	19.9%				2級	21人	18.6%
	1級	39人	9.0%				1級	16人	14.2%
	計	433人	100.0%	計	42人	100.0%	計	113人	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	主事 技師 保健師 保育士	主事 技師 保健師 保育士	主査 主任保育士	係長 園長 主幹	課長補佐 係長 副参事	課長 参事	次長 課長	部長 局長
技能労務職	技能士 業務員 調理師	技能士 業務員 調理師	技能主任 調理師主任	技能主幹	技能主幹			
消防職	消防士	消防士長 消防副士長	主査	係長 主幹	課長補佐 署長補佐 分署長補佐 係長	課長 署長 分署長	課長 署長	消防長

エ 昇給

区分			合計	一般行政職	技能労務職
本 年 度	職員数(A) (人)		588	546	42
	昇給に係る職員数(B) (人)		463	438	25
	号給数 別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)	7	7	
		3号給(人)	1	1	
		4号給(人)	455	430	25
前 年 度	職員数(A) (人)		583	538	45
	昇給に係る職員数(B) (人)		583	538	45
	号給数 別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)	110	93	17
		3号給(人)	1	1	
		4号給(人)	472	444	28

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	1.900	2.050	3.950	有	
前年度	1.900	2.050	3.950	有	
国の制度	1.900	2.050	3.950	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	退職時特別昇給
支給率等	28.7875	38.955	55.86	55.86	無	無
国の制度 (支給率等)	27.025	36.57	52.44	52.44	無	無

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	一般行政職	技能労務職	消防職
給料総額に対する比率	0.3%	0.1%	0.1%	0.8%
支給対象職員の比率 (平成25年10月1日現在)	25.0%	14.2%	4.8%	74.1%
代表的な特殊勤務手当の名称	一般廃棄物処理手当・児童保育手当・消防業務手当・ 税務手当・除雪作業等手当			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳 入)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9. 繰入金	637,542	664	638,206
10. 繰越金	2,271	69,304	71,575
歳 入 合 計	9,016,278	69,968	9,086,246

(歳 出)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	133,058	664	133,722			664	
11. 諸支出金	28,650	69,304	97,954				69,304
歳 出 合 計	9,016,278	69,968	9,086,246			664	69,304

2 歳 入
第 9 款 繰入金

第 1 項 他会計繰入金

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	552,354	664	553,018			
1 一般会計繰入金	552,354	664	553,018	1 一般会計繰入金	664	総務管理費繰入金 664

第 10 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	2,271	69,304	71,575			
1 繰越金	2,271	69,304	71,575	1 前年度繰越金	69,304	純繰越金 69,304

3 歳 出

第 1 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
計	122,103	664	122,767				664			664			
1 一般管理費	118,752	664	119,416	2 給料	783					664			
				3 職員手当等	-105	1 職員費	664			664		職員給与費	664
				4 共済費	-14								

第 11 款 諸支出金

第 1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	14,586	69,304	83,890				69,304				69,304	
3 国庫支出金 等返納金	2,271	69,304	71,575	23 償還金、利 子及び割引 料	69,304						69,304	
						1 返納金	69,304				69,304	国庫支出金返納金

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

(単位:千円) -は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	8	28,428	17,910	46,338	9,116	55,454	
補正前	8	27,645	18,015	45,660	9,130	54,790	
比 較		783	-105	678	-14	664	

(単位:千円) -は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後	650		588	180	5,901	246	
	補正前	334		588	180	5,901	221	
	比 較	316					25	
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	地域手当	児童手当	
	補正後	6,463	3,162			90	630	
	補正前	6,463	3,309			89	930	
	比 較		-147			1	-300	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円) -は減を示す

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	783	1 給与改定に伴う増減分			
		2 その他の増減分	783	職員の配置替等	職員数の異動状況 補正後 補正前 増減 8人 8人 0人
職員手当	-105	1 制度改正に伴う増減分			
		2 その他の増減分	-105	各種手当の実績に基づく 見込額の変更	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当り給与

区 分		一般行政職
平成25年10月1日現在	平均給料月額	286,291円
	平均給与月額	332,057円
	平 均 年 齢	38.5歳
平成25年4月1日現在	平均給料月額	292,963円
	平均給与月額	346,448円
	平 均 年 齢	38.1歳

イ 初任給

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高校卒	140,100円	140,100円
短大卒	152,800円	152,800円
大学卒	172,200円	172,200円

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			区 分	一般行政職		
	級	職員数	構成比		級	職員数	構成比
平成25年10月1日現在	8級			平成25年4月1日現在	8級		
	7級				7級		
	6級	1人	12.5%		6級	1人	12.5%
	5級	1人	12.5%		5級	1人	12.5%
	4級				4級		
	3級	3人	37.5%		3級	3人	37.5%
	2級	2人	25.0%		2級	2人	25.0%
	1級	1人	12.5%		1級	1人	12.5%
	計	8人	100.0%		計	8人	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長補佐 係長 副参事	課長 参事	次長 課長	部長

エ 特殊勤務手当

区 分	一般行政職
給料総額に対する比率	0.2%
支給対象職員の比率 (平成25年10月1日現在)	12.5%
代表的な特殊勤務手当の名称	税務手当

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	1.900	2.050	3.950	有	
前年度	1.900	2.050	3.950	有	
国の制度	1.900	2.050	3.950	有	

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)
介護保険事業勘定

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計
8. 繰入金	974,020	789	974,809
歳入合計	6,728,642	789	6,729,431

介護保険特別会計 歳入合計	6,770,542	789	6,771,331
---------------	-----------	-----	-----------

(歳出)
介護保険事業勘定

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	102,608	789	103,397			789	
歳出合計	6,728,642	789	6,729,431			789	

介護保険特別会計 歳出合計	6,770,542	789	6,771,331			789	
---------------	-----------	-----	-----------	--	--	-----	--

2 歳 入
介護保険事業勘定
第 8 款 繰入金

第 1 項 他会計繰入金

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	934,042	789	934,831			
1 一般会計繰入金	934,042	789	934,831	4 その他一般会計繰入金	789	職員給与費繰入金 789

3 歳 出
介護保険事業勘定
第 1 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	48,177	789	48,966				789			789		
1 一般管理費	48,177	789	48,966	3 職員手当等	1,225					789		
				4 共済費	-436	1 職員費	789			789		職員給与費 789

給 与 費 明 細 書

一般職

(1)総括

(単位:千円) -は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	13	7,869	15,273	23,142	3,994	27,136	
補正前	13	7,869	14,048	21,917	4,430	26,347	
比 較			1,225	1,225	-436	789	

(単位:千円) -は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後	862	324	509		4,263	700	
	補正前	940	374	509		2,524	737	
	比 較	-78	-50			1,739	-37	
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	児童手当		
	補正後	3,157	4,808			650		
	補正前	3,157	4,877			930		
	比 較		-69			-280		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円) -は減を示す

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		1 給与改定に伴う増減分			
		2 その他の増減分			職員数の異動状況 補正後 補正前 増減 13人 13人 0人
職員手当	1,225	1 制度改正に伴う増減分			
		2 その他の増減分	1,225	各種手当の実績に基づく 見込額の変更	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当り給与

区 分		一般行政職
平成25年10月1日現在	平均給料月額	278,747円
	平均給与月額	350,842円
	平 均 年 齢	38.6歳
平成25年4月1日現在	平均給料月額	285,089円
	平均給与月額	374,013円
	平 均 年 齢	38.2歳

イ 初任給

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高校卒	140,100円	140,100円
短大卒	152,800円	152,800円
大学卒	172,200円	172,200円

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			区 分	一般行政職		
	級	職員数	構成比		級	職員数	構成比
平成25年10月1日現在	8級			平成25年4月1日現在	8級		
	7級				7級		
	6級	1人	7.7%		6級	1人	7.7%
	5級				5級		
	4級	2人	15.4%		4級	2人	15.4%
	3級	5人	38.4%		3級	5人	38.4%
	2級	3人	23.1%		2級	3人	23.1%
	1級	2人	15.4%		1級	2人	15.4%
	計	13人	100.0%		計	13人	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	主事 保健師	主事 保健師	主査	係長 主幹	課長補佐 係長 副参事	課長 参事	次長 課長	部長

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	1.900	2.050	3.950	有	
前年度	1.900	2.050	3.950	有	
国の制度	1.900	2.050	3.950	有	

オ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

下水道事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳 入)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 繰入金	961,235	-4,016	957,219
6. 繰越金	1	-1	0
7. 諸収入	26,879	-9,201	17,678
8. 市債	895,200	11,900	907,100
歳 入 合 計	2,726,078	-1,318	2,724,760

(歳 出)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 管理費	657,759	9,008	666,767			18,210	-9,202
3. 公債費	1,393,343	-10,326	1,383,017		11,900	-22,226	
歳 出 合 計	2,726,078	-1,318	2,724,760		11,900	-4,016	-9,202

2 歳 入
第 5 款 繰入金

第 1 項 他会計繰入金

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	961, 235	-4, 016	957, 219			
1 一般会計繰入金	961, 235	-4, 016	957, 219	1 公共下水道費繰入金	-1, 606	公共下水道管理費繰入金 17, 612 公共下水道公債費繰入金 -19, 218
				2 流域下水道費繰入金	-1, 767	流域下水道公債費繰入金 -1, 767
				3 農業集落排水施設費繰入金	-643	農業集落排水施設管理費繰入金 598 農業集落排水施設公債費繰入金 -1, 241

第 6 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	1	-1	0			
1 繰越金	1	-1	0	1 前年度繰越金	-1	純繰越金 -1

第 7 款 諸収入

第 4 項 消費税還付金

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	9, 201	-9, 201	0			
1 消費税還付金	9, 201	-9, 201	0	1 消費税還付金	-9, 201	消費税還付金 -9, 201

第 8 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	895,200	11,900	907,100			
1 公共下水道事業債	723,900	10,300	734,200	1 公共下水道事業債	10,300	公共下水道事業資本費平準化債 10,300
2 農業集落排水施設整備事業債	42,400	1,000	43,400	1 農業集落排水施設整備事業債	1,000	農業集落排水施設整備事業資本費平準化債 1,000
3 流域下水道事業債	128,900	600	129,500	1 流域下水道事業債	600	流域下水道事業資本費平準化債 600

3 歳 出

第 1 款 管理費

第 1 項 下水道管理費

(単位：千円) ―は減を示す

第1款 社会費		第1項 下水道管理費		第1項 下水道管理費		第1項 下水道管理費		第1項 下水道管理費		第1項 下水道管理費		第1項 下水道管理費	
目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
計	657,759	9,008	666,767				9,008			18,210	-9,202		
1 公共下水道 管理費	215,188	8,410	223,598	2						17,612	-9,202		
				給料	990								
				3		1						職員給与費	1,804
				職員手当等	1,210	職員費	1,804			1,804			
				4		3						一般経費	6,606
共済費	-396	一般管理事務	6,606				17,612	-11,006	(消費税納付金)				
27		費											
公課費	6,606												
3				27						598			
農業集落排	50,079	598	50,677	公課費	598								
水管理費						2						一般経費	598
						一般管理費	598			598		(消費税納付金)	

第 3 款 公債費

第 1 項 公債費

(単位：千円) ―は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	1,393,343	-10,326	1,383,017				-10,326		11,900	-22,226		
1 公共下水道 事業公債費	1,042,559	-8,918	1,033,641	23 償還金、利 子及び割引 料	-8,918				10,300	-19,218		
						1 市債償還元金	0		10,300	-10,300		財源更正 (市債償還元金に充当する資本費 平準化債を増額)
						2 市債償還利子	-8,918			-8,918		公共汚水償還利子 -4,862 公共雨水償還利子 -4,056
2 農業集落排 水事業公債 費	154,766	-241	154,525	23 償還金、利 子及び割引 料	-241				1,000	-1,241		
						1 市債償還元金	0		1,000	-1,000		財源更正 (市債償還元金に充当する資本費 平準化債を増額)
						2 市債償還利子	-241			-241		農業集落排水償還利子 -241

第 3 款 公債費

第 1 項 公債費

(単位：千円) ーは減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説 明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
4 流域下水道 事業公債費	189,197	-1,167	188,030	23 償還金、利 子及び割引 料	-1,167				600	-1,767		
						1 市債償還元金	0		600	-600		財源更正 (市債償還元金に充当する資本費 平準化債を増額)
						2 市債償還利子	-1,167			-1,167		県営事業償還利子 -1,167

給 与 費 明 細 書

一般職

(1)総括

(単位:千円) -は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	4	14,941	8,582	23,523	4,679	28,202	
補正前	4	13,951	7,372	21,323	5,075	26,398	
比 較		990	1,210	2,200	-396	1,804	

(単位:千円) -は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後	783				2,000	140	
	補正前	716				1,033	201	
	比 較	67				967	-61	
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	児童手当		
	補正後	3,396	1,608			655		
	補正前	3,379	1,683			360		
	比 較	17	-75			295		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円) -は減を示す

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	990	1 給与改定に伴う増減分			
		2 その他の増減分	990	職員の配置替等	補正後 4人 補正前 4人 増減 0人
職員手当	1,210	1 制度改正に伴う増減分			
		2 その他の増減分	1,210	各種手当の実績に基づく 見込額の変更	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当り給与

区 分		一般行政職
平成25年10月1日現在	平均給料月額	288,958円
	平均給与月額	336,115円
	平 均 年 齢	40.0歳
平成25年4月1日現在	平均給料月額	295,650円
	平均給与月額	356,617円
	平 均 年 齢	39.8歳

イ 初任給

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高校卒	140,100円	140,100円
短大卒	152,800円	152,800円
大学卒	172,200円	172,200円

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			区 分	一般行政職		
	級	職員数	構成比		級	職員数	構成比
平成25年10月1日現在	8級			平成25年4月1日現在	8級		
	7級				7級		
	6級				6級		
	5級	1人	25.0%		5級	1人	25.0%
	4級	1人	25.0%		4級	1人	25.0%
	3級	1人	25.0%		3級	1人	25.0%
	2級				2級		
	1級	1人	25.0%		1級	1人	25.0%
	計	4人	100.0%		計	4人	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	主事 技師	主事 技師	主査	係長 主幹	課長補佐 係長 副参事	課長 参事	次長 課長	部長

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	1.900	2.050	3.950	有	
前年度	1.900	2.050	3.950	有	
国の制度	1.900	2.050	3.950	有	

オ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

平成25年度加賀市水道事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			2, 509, 400	-345	2, 509, 055	
	2 営業外収益		33, 162	-345	32, 817	
		5 他会計補助金	8, 995	-345	8, 650	一般会計補助金 (児童手当補助金)
収 入 合 計			2, 509, 400	-345	2, 509, 055	

支 出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			2, 498, 216	-1, 664	2, 496, 552	
	1 営業費用		2, 145, 497	-1, 664	2, 143, 833	
		1 原水及び浄水費	924, 414	-1, 317	923, 097	職員給与費
		2 配水及び給水費	210, 186	1, 106	211, 292	職員給与費
		5 総係費	75, 730	-1, 453	74, 277	職員給与費
支 出 合 計			2, 498, 216	-1, 664	2, 496, 552	

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2 資本的收入			987,655	22,600	1,010,255	
	1 企業債		808,000	21,500	829,500	
		1 企業債	808,000	21,500	829,500	拡張事業債
	3 他会計出資金		69,800	1,100	70,900	
		1 一般会計出資金	69,800	1,100	70,900	耐震事業出資金
当年度分損益勘定留保資金			696,417	26,649	723,066	
収 入 合 計			1,732,461	49,249	1,781,710	

支 出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2 資本的支出			1,732,461	49,249	1,781,710	
	1 建設改良費		1,119,397	22,449	1,141,846	
		1 拡張事業費	187,014	23,098	210,112	職員給与費 配水管網整備事業
		3 配水及び給水施設費	704,830	-649	704,181	職員給与費
	2 企業債償還金		612,064	16,800	628,864	
		1 企業債償還金	612,064	16,800	628,864	大口受給者関連平成24年度繰越事業 減額変更に伴う繰上償還
	7 過年度補助金 等返納金		0	10,000	10,000	
		1 工事負担金返納金	0	10,000	10,000	大口受給者関連平成24年度繰越事業 減額変更に伴う負担金の返還
支 出 合 計			1,732,461	49,249	1,781,710	

平成25年度加賀市水道事業会計資金計画

(単位：千円) －は減を示す

区 分	既決予定額	補正予定額	計	備 考
受 入 資 金	6,278,535	22,255	6,300,790	
2 営 業 外 収 益	33,162	-345	32,817	
4 企 業 債	808,000	21,500	829,500	
6 他 会 計 出 資 金	69,800	1,100	70,900	
支 払 資 金	5,018,390	30,785	5,049,175	
1 営 業 費 用	1,206,746	-1,664	1,205,082	
4 建 設 改 良 費	857,359	5,649	863,008	
5 企 業 債 償 還 金	612,064	16,800	628,864	
1 1 そ の 他 支 出	1,667	10,000	11,667	
差 引 (現金・預け金)	1,260,145	-8,530	1,251,615	

給 与 費 明 細 書

1. 総括

(単位:千円) -は減を示す

区 分		職員数		給 与 費				法定福利費	合 計
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		11		48,603	37,603	86,206	16,621	102,827
	資本勘定支弁職員		6		19,689	9,806	29,495	5,405	34,900
	合 計		17		68,292	47,409	115,701	22,026	137,727
補正前	損益勘定支弁職員		11		48,603	38,398	87,001	17,490	104,491
	資本勘定支弁職員		6		19,689	10,050	29,739	5,392	35,131
	合 計		17		68,292	48,448	116,740	22,882	139,622
比較	損益勘定支弁職員					-795	-795	-869	-1,664
	資本勘定支弁職員					-244	-244	13	-231
	合 計					-1,039	-1,039	-856	-1,895

(単位:千円) -は減を示す

手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	通勤手当
	補正後	2,840	162	2,467	610	5,192	1,040
	補正前	3,048	742	2,467	610	4,426	833
	比 較	-208	-580			766	207
	区 分	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	児童手当
	補正後		16,008	7,994	177	10,119	800
	補正前		16,563	8,263	267	10,119	1,110
	比 較		-555	-269	-90		-310

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円) -は減を示す

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		1 給与改定に伴う増減分			
		2 その他の増減分			職員数の異動状況 補正後 補正前 増減 17人 17人 0人
職員手当	-1,039	1 制度改正に伴う増減分			
		2 その他の増減分	-1,039	各種手当の実績に基づく 見込額の変更	

3. 給料及び職員手当の状況

(1)職員1人当り給与

区 分		一般行政職
平成25年10月1日現在	平均給料月額	332,597円
	平均給与月額	394,472円
	平 均 年 齢	46.1歳
平成25年4月1日現在	平均給料月額	341,226円
	平均給与月額	390,197円
	平 均 年 齢	45.5歳

(2)初任給

区 分	一般行政職	一般会計の制度
		一般行政職
高校卒	140,100円	140,100円
短大卒	152,800円	152,800円
大学卒	172,200円	172,200円

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職			区 分	一般行政職		
	級	職員数	構成比		級	職員数	構成比
平成25年10月1日現在	8級	1人	5.9%	平成25年4月1日現在	8級	1人	5.9%
	7級				7級		
	6級	3人	17.6%		6級	3人	17.6%
	5級	2人	11.8%		5級	2人	11.8%
	4級	3人	17.6%		4級	3人	17.6%
	3級	6人	35.3%		3級	6人	35.3%
	2級	1人	5.9%		2級	1人	5.9%
	1級	1人	5.9%		1級	1人	5.9%
	計	17人	100.0%		計	17人	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	主事 技師	主事 技師	主査	係長 主幹	課長補佐 係長 副参事	課長 参事	次長 課長	部長

(4) 特殊勤務手当

区 分	一般行政職
給料総額に対する比率	0.5%
支給対象職員の比率 (平成25年10月1日現在)	64.7%
代表的な特殊勤務手当の名称	緊急業務手当

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	1.900	2.050	3.950	有	
前年度	1.900	2.050	3.950	有	
国の制度	1.900	2.050	3.950	有	

(6) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	退職時特別昇給
支給率等	28.7875	38.955	55.86	55.86	無	無
一般会計の制度 (支給率等)	28.7875	38.955	55.86	55.86	無	無

(7) その他の手当

区分	一般会計との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	